福岡市

個人住民税等の特別徴収の事務手引き

事業所の給与事務ご担当者様へ

本市税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この手引きでは、従業員の方の住民税等の特別徴収事務のポイントを説明いたします。
ご一読いただき、従業員の方の住民税等の特別徴収につきまして、ご準備いただきますようお願いいたします。

１　個人住民税等の特別徴収とは

個人住民税（市民税・県民税）・森林環境税の特別徴収とは、事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税等を差し引き、従業員の方の住所の市町村ごとに納入していただく納付方法のことをいいます。

従業員の方にとっては、年１２回に分けて差し引かれますので、１回あたりの負担が減り、納め忘れの心配がなくなるといったメリットがあります。

２　特別徴収の流れ　と　年間スケジュール

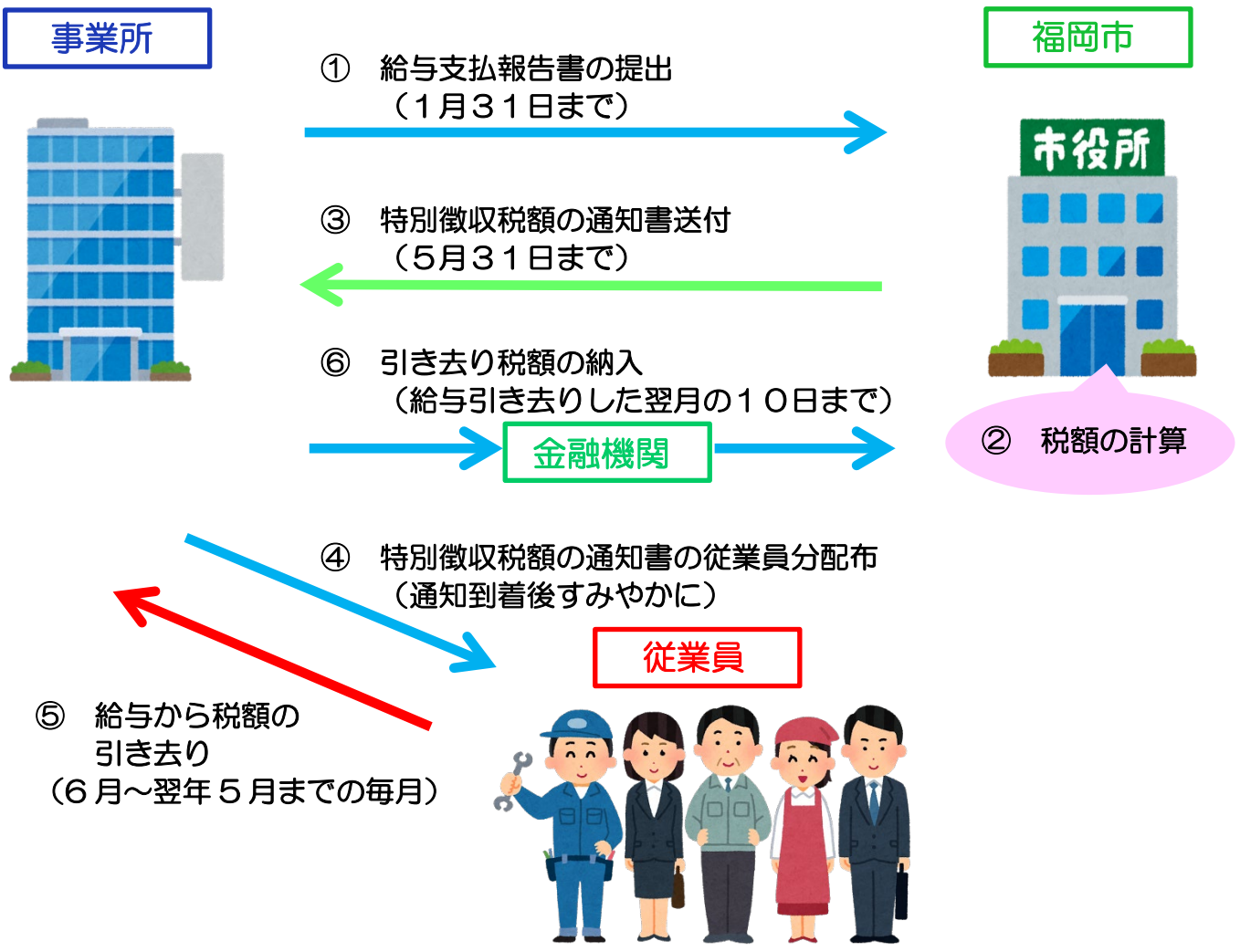

３　市から送付する特別徴収に係る書類について

毎年５月に、市から事業主の方へ、下記のような特別徴収税額の決定通知書などを送付します。このなかに、１年間分の納入書や異動届出書などの各種様式も同封します。

①　特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

事業所の給与事務ご担当者様が保管される、通知書です。６月分から来年５月分までの毎月の引き去り税額を記載しています。

源泉所得税とは違って、税額を計算する必要はないのですね。

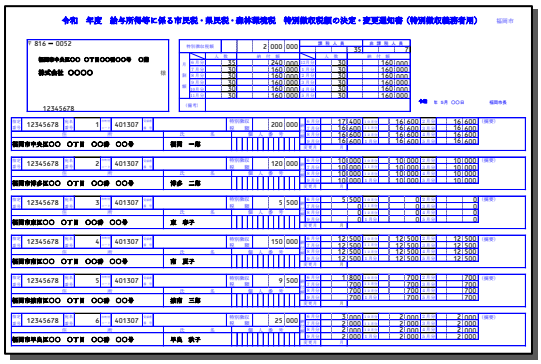

②　特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

従業員の方への税額通知書です。届きましたら、ミシン線で切り離して、従業員の方へ配布してください。

三折り圧着して送付します。
そのまま従業員の方にお渡しください。

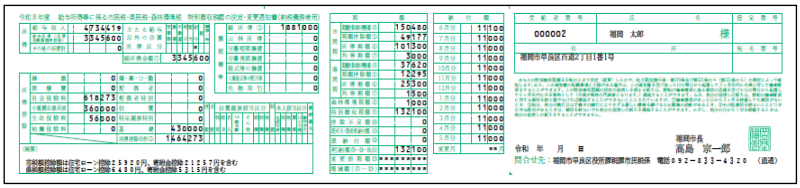

③　納入書綴

従業員の方の給与から差し引いた税額を毎月納入する際に使用する「納入書」及び納入の際に九州以外の郵便局等を利用される際に提出していただく「指定通知書」を綴じています。

④　特別徴収の手引

特別徴収事務についての説明のほか、退職があった場合などに提出する「異動届出書」等の様式を綴じています。

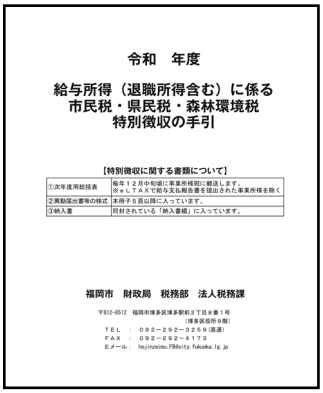

【特別徴収の手引きに綴じている様式】

- 給与所得者異動届出書
- 特別徴収への切替届出書
- 所在地・名称変更届出書
- 給与支払報告書住所誤報届出書
- 退職所得に係る特別徴収税額の個人別明細書
- 納期の特例の申請書
- 納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

４　特別徴収税額の決定通知書の見方と納入の方法について

令和　年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務

〒816－0052
福岡市中央区○○ ○丁目○○番○○号　○階
株式会社 ○○○○　様
12345678

①

特別徴収税額	2,000,000	課税人員	35	非課税人員	

月割額	人数	納付額		人数	納付額
6月分	35	240,000	12月分	30	160,000
7月分	30	160,000	1月分	30	160,000
8月分	30	160,000	2月分	30	160,000
9月分	30	160,000	3月分	30	160,000
10月分	30	160,000	4月分	30	160,000
11月分	30	160,000	5月分	30	160,000

（備考）

福岡市で課税する全従業員の方の税額の合計額になります。
※事業主の方が、福岡市へ納入していただく金額となります。

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	1	401307		200,000	福岡市中央区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	福岡 一郎	

納付額							
6月分	17,400	10月分	16,600	2月分	16,600	摘要	
7月分	16,600	11月分	16,600	3月分	16,600		
8月分	16,600	12月分	16,600	4月分	16,600		
9月分	16,600	1月分	16,600	5月分	16,600		
変更月	月						

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	2	401307		120,000	福岡市博多区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	博多 二郎	

納付額							
6月分	10,000	10月分	10,000	2月分	10,000	摘要	
7月分	10,000	11月分	10,000	3月分	10,000		
8月分	10,000	12月分	10,000	4月分	10,000		
9月分	10,000	1月分	10,000	5月分	10,000		
変更月	月						

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	住所	氏名	個人番号
12345678	3	401307		5,500	福岡市東区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	東 春子	

納付額							
6月分		10月分	0	2月分	0	摘要	
		11月分	0	3月分	0		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	氏名
12345678	4	401307		福岡市南区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	南 夏子
12345678	5	401307		福岡市城南区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	城南 三郎
12345678	6	401307		福岡市早良区○○ ○丁目 ○○番 ○○号	早良 秋子

福岡市で課税する全従業員の方の各月分の税額（納付額）を記載しています。毎月の給与支払い時に引き去りしてください。

例）毎月２０日が給料支払い日である場合
６月20日に支払う給与からは、「６月分」の「納付額」を引き去ります。

給料支払明細書

（　　年 6月支給 分）

福岡 一郎 様

勤務日数	自 5月 1日 至 5月 31日	22 日
時間外労働		時 分

支給額		
基本給	300000	円
時間外賃金	0	円
家族手当	20000	円
通勤手当	20000	円
合計	340000	円

控除額	
健康保険料	15000 円
厚生年金	10000 円
雇用保険料	1000 円
所得税	12000 円
住民税	17400 円
合 計	55400 円
差引支給額	284600 円

（支払者） 株式会社 ○○○○

給料支払明細書

（　　年 6月支給 分）

博多 二郎 様

勤務日数	自 5月 1日 至 5月 31日	22 日
時間外労働		時 分

支給額		
基本給	250000	円
時間外賃金	0	円
家族手当	10000	円
通勤手当	20000	円
合計	280000	円

控除額	
健康保険料	15000 円
厚生年金	10000 円
雇用保険料	1000 円
所得税	8000 円
住民税	10000 円
合 計	44000 円
差引支給額	236000 円

（支払者） 株式会社 ○○○○

源泉所得税と同じように、「預り金」として処理するのですね。

全従業員分を合計

福岡市への納入書

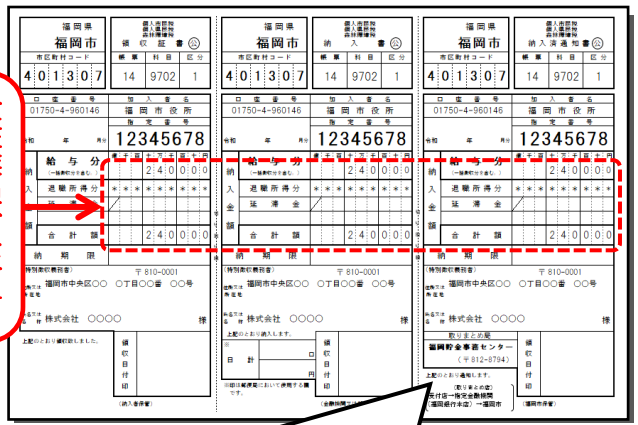

福岡市で課税する全従業員の方の引き去り税額を合計して、納入書に金額を記載してください。
合計した額は①に記載している該当月分の「納付額」に一致します。
「納付額」を記入した後、給与引き去りした月の翌月１０日までに、金融機関で納入してください。
例）６月分納付額（６月20日支給給与からの引き去り額）は、７月１０日までに納入

５　特別徴収の従業員の方が退職されたときの手続きについて

特別徴収の対象となっている従業員の方が、**退職などの理由で給与の支払いがなくなり、税額の引き去りが出来なくなった場合**は、下記の「給与所得者異動届出書」を市役所へ提出してください。引き去りができなくなった税額は、個人で納付する方法（普通徴収）へ切り替えますので、事業主の方が納入する必要はありません。

「給与所得者異動届出書」様式は、福岡市ホームページでダウンロードして印刷できます。

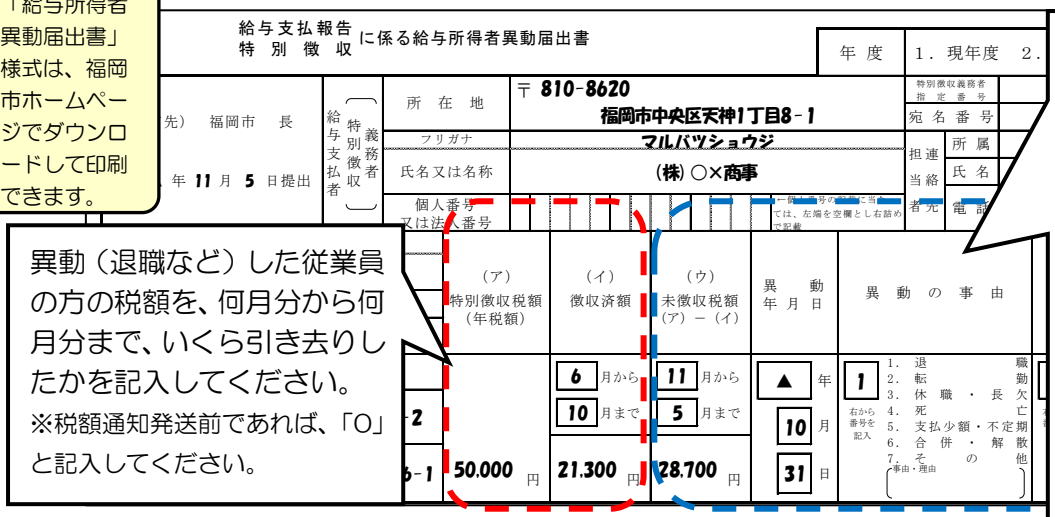
給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度　1．現年度　2．

先）福岡市　長

年 11 月 5 日提出

給与支払者　特別徴収義務者

所在地　〒 810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

フリガナ　マルバツショウジ

氏名又は名称　(株)○×商事

個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号

宛名番号

担当連絡者　所属　氏名　電話

	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由
2		6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	▲ 年 10 月 31 日	1
6-1	50,000 円	21,300 円	28,700 円		

異動の事由：1．退職　2．転勤　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）

異動（退職など）した従業員の方の税額を、何月分から何月分まで、いくら引き去りしたかを記入してください。
※税額通知発送前であれば、「0」と記入してください。

給与の支払いがなくなった事由の発生日（退職日など）、異動事由（退職など）、未徴収税額の徴収方法（普通徴収など）を記入してください。

※１月１日以降の退職の場合は、最後の給与などから残りの税額を一括して引き去りしていただくこととなります。

納期の特例について

給与所得者の方が常時１０人未満である場合には、納期の特例を申請することができます。この場合、納期の特例の承認を受けた月以降の特別徴収税額については、年２回にまとめて納入することができます。

【１回目】６月分　～１１月分　　・・・　納入期限　　１２月１０日

【２回目】１２月分～翌年の５月分　・・・　納入期限　翌年の　６月１０日

申請にあたっては、「納期の特例の申請書」を市へ提出していただく必要があります。

※「納期の特例の申請書」様式は特別徴収の手引きに綴じています。また、福岡市ホームページからもダウンロードして印刷できます。郵送での取り寄せを希望される場合は、下記担当課（福岡市役所法人税務課）までご連絡ください。

電子申告のご利用について

福岡市では、給与支払報告書や異動届出書など、特別徴収に係る手続きについて、インターネットを利用した電子申告（ｅＬＴＡＸ：エルタックス）サービスを行っています。ご利用までの手続きの詳細は、右記ホームページまたはヘルプデスクへお問い合わせください。

ｅＬＴＡＸホームページ

エルタックス　検索　Click!

ｅＬＴＡＸヘルプデスク

電　　話：　0570-081459

特別徴収に係る書類の提出先・お問合せ先

〒812-8512　福岡市博多区博多駅前２丁目８番１号（博多区役所９F）

福岡市役所　財政局　税務部　法人税務課

電　話　０９２-２９２-３２５９

ＦＡＸ　０９２-２９２-４１７３